

令和4年度 市民税・県民税申告の手引き

前橋市 市民税課 ☎ 027-898-6203

今回申告していただく所得は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間の所得です。この申告内容は、市・県民税及び国民健康保険税などの賦課資料となるだけでなく、所得証明や児童手当、公営住宅入居等の申請のための基礎資料となります。

- 申告会場は大変混雑します。来場は極力控え、郵送等で提出をお願いします。混雑状況により、入場制限をかけたり受付時間内でも受付を終了する場合があります。
- 出張申告は対象の地区にお住まいの方が対象です。

【市・県民税 申告会場】

本会場	対象者の地区	受付期間	受付時間
前橋市役所 (2階 市民税課) 大手町二丁目12番1号	市内全地区	平日:2月16日(水)～3月15日(火) 休日:2月20日(日)・2月27日(日)	午前9時 ～ 午後4時

【市・県民税 出張申告会場】

※町ごとに時間を指定します。詳細は回覧板をご覧ください。

サービスセンター出張会場	住所	受付期間(平日のみ)	対象者の地区	受付時間
芳賀市民サービスセンター	鳥取町817	2月1日(火)	各サービス センター 地区	午前9時30分 ～ 午後3時30分
南橋市民サービスセンター	日輪寺町158	2月2日(水)		
桂萱市民サービスセンター	上泉町141-3	2月3日(木)		
東市民サービスセンター	箱田町543-1	2月4日(金)		
城南支所	二之宮町1320	2月7日(月)～ 2月9日(水)		
下川淵市民サービスセンター	鶴光路町701	2月10日(木)		
上川淵市民サービスセンター	後閑町35	2月14日(月)		
清里市民サービスセンター	青梨子町339	2月15日(火)		午前9時30分～正午

【市・県民税 支所出張申告会場】

※町ごとに日程を指定します。詳細は後日配布されるチラシをご覧ください。

支所出張会場	住所	受付期間(平日のみ)	対象者の地区	受付時間
大胡支所(2階 大会議室)	堀越町1115	2月16日(水)～ 3月3日(木)	大胡・宮城・ 粕川地区	午前9時30分 ～ 午後3時30分
富士見支所(2階 大会議室)	富士見町田島240	3月4日(金)～ 3月15日(火)	富士見地区	

※ 出張申告会場の日程でご都合がつかない方は、前橋市役所本会場をご利用ください。

【所得税等 確定申告会場】

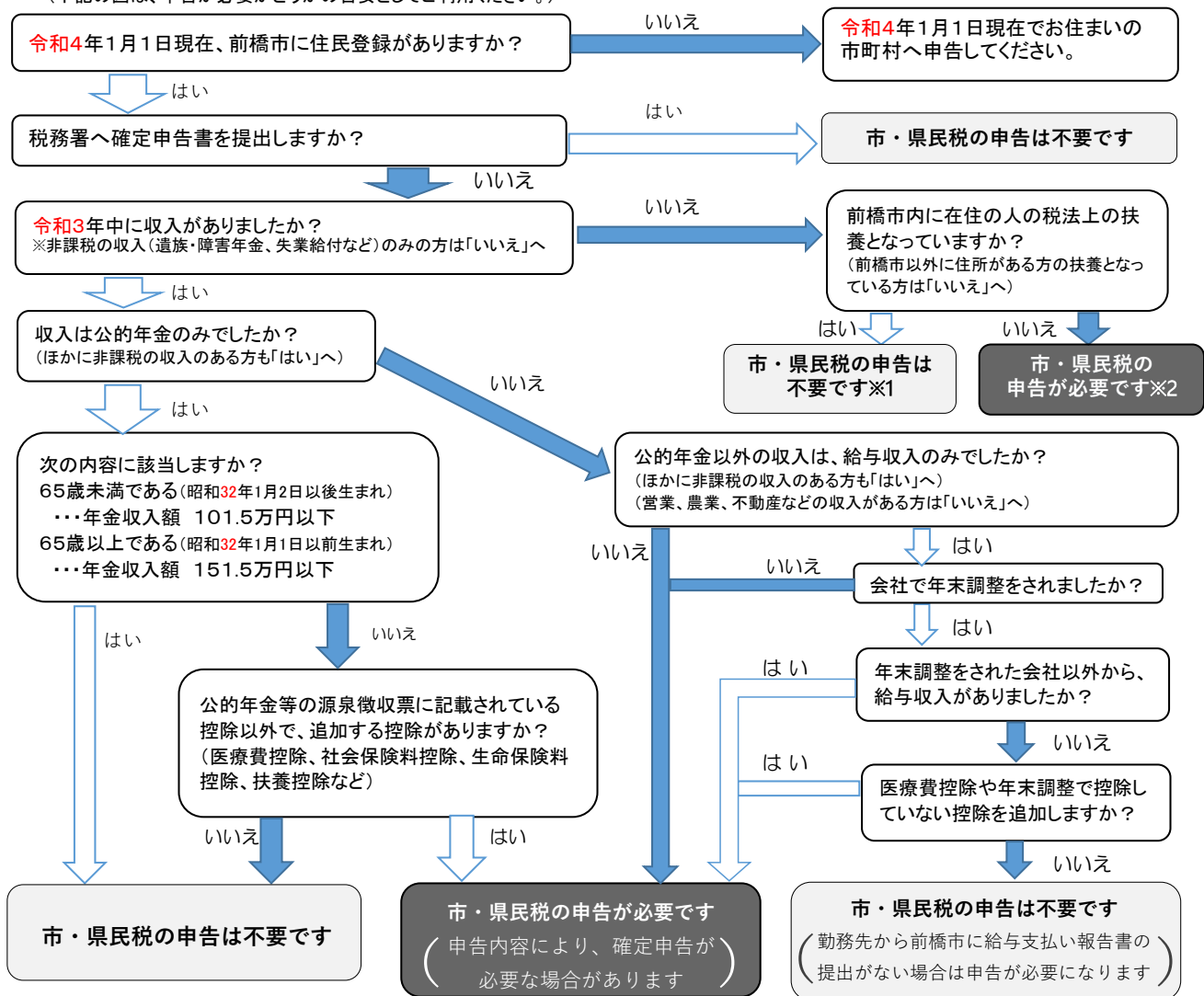
※前橋問屋センター会館に変更となりましたので、ご注意ください。

確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋税務署 (前橋地方合同庁舎)	大手町2-3-1	平日:1月4日(火)～2月15日(火)	午前9時 ～ 午後4時
前橋問屋センター会館	問屋町2-2	平日:2月16日(水)～3月15日(火) 休日:2月20日(日)・2月27日(日)	
≪お問い合わせ≫ 前橋税務署 電話:027-224-4371 (自動音声案内で「0」)			

※ 確定申告は、ご自宅のパソコン・スマホからe-Taxを利用して提出できます。

申告が必要か確かめてみましょう！

(下記の図は、申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。)



※1 職場や学校等に、「所得なし」と記載された所得証明書の提出が必要な方は、申告書裏面「8 収入がなかった人の記入欄」へ記入してください。

※2 令和3年中、無収入だった方や、非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみで生活していた方は、申告書裏面「8 収入がなかった人の記入欄」へ記入してください。

公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要になります。

また、確定申告書を提出しない方でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を、市・県民税の計算に適用するには、市・県民税申告書の提出が必要です。

控除の例…医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、障害者控除、扶養控除など

申告時に必要なもの(郵送時にはコピーを添付)

- (1) 筆記用具(黒ボールペン等)
- (2) 個人番号(マイナンバー)及び身元の確認できるもの ※詳細は11ページをご覧ください。
- (3) 令和3年中の所得のわかるもの
- (例) ①給与所得者又は年金受給者は、源泉徴収票
②事業所得(営業等・農業)及び不動産所得者は、申告書裏面6・7に収支の内訳を記入(または収支内訳書を添付)
- (4) 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書 ※詳細は9、10ページをご覧ください。
- (5) 雑損・社会保険料(国民健康保険、国民年金等)・生命保険料・地震保険料・寄附金等の控除を受ける人は、証明書、領収書等
- (6) 障害者控除の適用を受ける人は、障害者手帳等
- (7) 国外居住親族の扶養控除を申告する人は、親族関係書類及び送金関係書類

※①、②、③のいずれかの所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿の保存が必要です。所得税の申告が必要ない方も含みます。

1 所得金額

種 類		概 要																																															
① 営 業 等		製造業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、コンパニオン、茶花等の師匠、検針員、内職などの事業による所得です。申告書裏面の「6 事業所得（営業等・農業）」も記入してください。																																															
② 農 業		農産物の生産、家畜の飼育などによる所得です。申告書裏面の「6 事業所得（営業等・農業）」も記入してください。																																															
③ 不 動 産		地代、家賃、駐車場、土地や家屋の権利金などによる所得です。申告書裏面の「7 不動産所得（家賃・地代等）」も記入してください。																																															
④ 利 子		公社債及び預貯金の利子などによる所得です（源泉分離課税されるものを除く。）。																																															
⑤ 配 当		株式や出資金などの配当、証券投資信託の収益の分配金などによる所得です。																																															
⑥ 給 与		俸給、給料、賃金、賞与などによる所得です。給与収入から給与所得控除額を引いたものが所得となります。給与所得は、次の表から求めることができます。 <table><tr><th colspan="2">給与収入金額(A)</th><th colspan="2">給与所得の計算</th></tr><tr><td colspan="2">550,999円以下</td><td colspan="2">0円</td></tr><tr><td colspan="2">551,000円～1,618,999円</td><td colspan="2">(A) - 55万円</td></tr><tr><td colspan="2">1,619,000円～1,619,999円</td><td colspan="2">106.9万円(定額)</td></tr><tr><td colspan="2">1,620,000円～1,621,999円</td><td colspan="2">107万円(定額)</td></tr><tr><td colspan="2">1,622,000円～1,623,999円</td><td colspan="2">107.2万円(定額)</td></tr><tr><td colspan="2">1,624,000円～1,627,999円</td><td colspan="2">107.4万円(定額)</td></tr><tr><td colspan="2">1,628,000円～1,799,999円</td><td rowspan="3">(A) ÷ 4 (千円未満切捨て)</td><td>×2.4+10万円</td></tr><tr><td colspan="2">1,800,000円～3,599,999円</td><td>×2.8-8万円</td></tr><tr><td colspan="2">3,600,000円～6,599,999円</td><td>×3.2-44万円</td></tr><tr><td colspan="2">6,600,000円～8,499,999円</td><td colspan="2">(A) ×0.9-110万円</td></tr><tr><td colspan="2">8,500,000円以上</td><td colspan="2">(A) -195万円</td></tr></table> ※年間の合計給与収入金額を表の左側「給与収入金額(A)」の欄にあてはめたら、表の右側の「給与所得の計算」をします。 ※特定支出控除を受ける場合は、「市民税・県民税（分離課税等用）」を併せて提出してください。詳しくは市民税課へお問い合わせください。		給与収入金額(A)		給与所得の計算		550,999円以下		0円		551,000円～1,618,999円		(A) - 55万円		1,619,000円～1,619,999円		106.9万円(定額)		1,620,000円～1,621,999円		107万円(定額)		1,622,000円～1,623,999円		107.2万円(定額)		1,624,000円～1,627,999円		107.4万円(定額)		1,628,000円～1,799,999円		(A) ÷ 4 (千円未満切捨て)	×2.4+10万円	1,800,000円～3,599,999円		×2.8-8万円	3,600,000円～6,599,999円		×3.2-44万円	6,600,000円～8,499,999円		(A) ×0.9-110万円		8,500,000円以上		(A) -195万円	
給与収入金額(A)		給与所得の計算																																															
550,999円以下		0円																																															
551,000円～1,618,999円		(A) - 55万円																																															
1,619,000円～1,619,999円		106.9万円(定額)																																															
1,620,000円～1,621,999円		107万円(定額)																																															
1,622,000円～1,623,999円		107.2万円(定額)																																															
1,624,000円～1,627,999円		107.4万円(定額)																																															
1,628,000円～1,799,999円		(A) ÷ 4 (千円未満切捨て)	×2.4+10万円																																														
1,800,000円～3,599,999円			×2.8-8万円																																														
3,600,000円～6,599,999円			×3.2-44万円																																														
6,600,000円～8,499,999円		(A) ×0.9-110万円																																															
8,500,000円以上		(A) -195万円																																															
雑	⑦ 公 的 年 金 等	厚生年金、国民年金、恩給などによる所得です。収入金額の合計を下の算式にあてはめると所得金額になります。<u>（ただし、遺族年金や障害年金は課税されませんので、申告書裏面8へ記入してください。）</u> <table><tr><th>受給者の年齢</th><th>その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)</th><th>公的年金等の所得金額※</th></tr><tr><td rowspan="5">65歳以上の人 〔昭和32年1月1日以前生まれ〕</td><td>330万円未満</td><td>(A) - 110万円</td></tr><tr><td>330万円以上410万円未満</td><td>(A) ×75% - 27.5万円</td></tr><tr><td>410万円以上770万円未満</td><td>(A) ×85% - 68.5万円</td></tr><tr><td>770万円以上1,000万円未満</td><td>(A) ×95% - 145.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円以上</td><td>(A) - 195.5万円</td></tr><tr><td rowspan="5">65歳未満の人 〔昭和32年1月2日以後生まれ〕</td><td>130万円未満</td><td>(A) - 60万円</td></tr><tr><td>130万円以上410万円未満</td><td>(A) ×75% - 27.5万円</td></tr><tr><td>410万円以上770万円未満</td><td>(A) ×85% - 68.5万円</td></tr><tr><td>770万円以上1,000万円未満</td><td>(A) ×95% - 145.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円以上</td><td>(A) - 195.5万円</td></tr></table> ※公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は上表から所得金額が10万円増額、2,000万円超の場合20万円増額となります。		受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額※	65歳以上の人 〔昭和32年1月1日以前生まれ〕	330万円未満	(A) - 110万円	330万円以上410万円未満	(A) ×75% - 27.5万円	410万円以上770万円未満	(A) ×85% - 68.5万円	770万円以上1,000万円未満	(A) ×95% - 145.5万円	1,000万円以上	(A) - 195.5万円	65歳未満の人 〔昭和32年1月2日以後生まれ〕	130万円未満	(A) - 60万円	130万円以上410万円未満	(A) ×75% - 27.5万円	410万円以上770万円未満	(A) ×85% - 68.5万円	770万円以上1,000万円未満	(A) ×95% - 145.5万円	1,000万円以上	(A) - 195.5万円																					
	受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額※																																														
	65歳以上の人 〔昭和32年1月1日以前生まれ〕	330万円未満	(A) - 110万円																																														
330万円以上410万円未満		(A) ×75% - 27.5万円																																															
410万円以上770万円未満		(A) ×85% - 68.5万円																																															
770万円以上1,000万円未満		(A) ×95% - 145.5万円																																															
1,000万円以上		(A) - 195.5万円																																															
65歳未満の人 〔昭和32年1月2日以後生まれ〕	130万円未満	(A) - 60万円																																															
	130万円以上410万円未満	(A) ×75% - 27.5万円																																															
	410万円以上770万円未満	(A) ×85% - 68.5万円																																															
	770万円以上1,000万円未満	(A) ×95% - 145.5万円																																															
	1,000万円以上	(A) - 195.5万円																																															
⑧ その他	互助年金や生命保険契約に基づく年金、事業によらない原稿料・講演料・印税・著作権の使用料、シルバー人材センターからの配分金などによる所得です。																																																
総合譲渡	⑨短期	機械、車両などの譲渡による所得です(取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年以下)。																																															
	⑩長期	機械、車両などの譲渡による所得です(取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年を超えるもの)。																																															
⑪ 一 時		懸賞の当選金品、競馬・競輪等の払戻金、生命保険の一時金などによる所得です。																																															
分離課税	短期譲渡	土地や建物などの譲渡による所得です(取得の日から譲渡年の1月1日までの所有期間が5年以下)。																																															
	長期譲渡	土地や建物などの譲渡による所得です(取得の日から譲渡年の1月1日までの所有期間が5年を超えるもの)。																																															
	株式等譲渡	株式などの譲渡による所得です。																																															
	株式等配当等	上場株式等の利子、配当、収益の分配等による所得です。																																															
	先物取引	先物取引による所得です。																																															
	山 林	山林を伐採して譲渡、あるいは山林を立木のまま譲渡することによる所得です。																																															

※分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税（分離課税等用）」を併せて提出してください。

2 事業専従者控除について

生計を一にする親族（15歳未満の人や同一生計配偶者、扶養親族になっている人を除く。）が、1年のうち6か月を超える期間を事業に専ら従事している場合には、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を控除できます。			
(1) 事業所得 ÷	(事業専従者の人数 + 1)	(2) 配偶者86万円	その他の親族50万円

3 所得から差し引かれる金額

(⑭から⑳までの控除については、前年中に支払った金額が控除の対象になります。)

種 類	概 要																
⑭ 雑 損 控 除	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき。 ①(損失の金額－保険等の補てん額)－(総所得金額等の合計×10%) ②(損失の金額－保険等の補てん額)のうち災害関連支出の金額－5万円 ①、②のうちいずれか多い方の金額＝控除額 【必要書類（添付または提示）】 災害関連支出についての領収書、住宅や家財の資産の損失額の明細書、り災証明書、盗難証明書など																
⑮ 医 療 費 控 除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費 ※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制どちらかを選択 ※詳しくは10ページを参照																
⑯ 社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの保険料 支払額（金額）＝控除額 ※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落としされている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。																
小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金又は個人型年金掛金、若しくは心身障害者扶養共済掛金 支払額（金額）＝控除額																
⑰ 生命保険料控除	あなたが支払った生命保険料、個人年金保険料や介護医療保険料を、申告書の⑦～⑩の該当する欄に記入してください（契約日により控除額が異なります。）。※控除額については5ページを参照																
⑱ 地震保険料控除	あなたが支払った特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を、申告書の⑪又は⑫の該当する欄に記入してください。※控除額については5ページを参照																
⑲ ㉒ 障 害 者 控 除	あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるとき。 控除額 ①特別障害者（身体障害者手帳の場合1～2級） 30万円 ②その他の障害者 26万円 ③同居特別障害者（①のうちあなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人） 53万円 ※16歳未満の扶養親族についても、障害者控除は適用されます。 この控除を受ける場合は、障害者手帳または証明書の提示をお願いします。																
⑲ 寡婦控除 ひとり親控除	あなたが配偶者と死別・離婚した後再婚していない、未婚であるもしくは配偶者の生死が不明の場合で下記に該当するとき <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">条 件</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="2">寡婦控除（女性）</td><td>死別・生死不明</td><td>合計所得が500万円以下である</td><td rowspan="2">26万円</td></tr><tr><td>離婚</td><td>合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる</td></tr><tr><td rowspan="3">ひとり親控除</td><td>死別・生死不明</td><td rowspan="3">合計所得が500万円以下であり、子を扶養している（※）</td><td rowspan="3">30万円</td></tr><tr><td>離婚</td></tr><tr><td>未婚</td></tr></table> ※子は、生計を一にする前年中の総所得金額等が48万円以下（他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっている人を除く。）	区 分	条 件		控除額	寡婦控除（女性）	死別・生死不明	合計所得が500万円以下である	26万円	離婚	合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる	ひとり親控除	死別・生死不明	合計所得が500万円以下であり、子を扶養している（※）	30万円	離婚	未婚
区 分	条 件		控除額														
寡婦控除（女性）	死別・生死不明	合計所得が500万円以下である	26万円														
	離婚	合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる															
ひとり親控除	死別・生死不明	合計所得が500万円以下であり、子を扶養している（※）	30万円														
	離婚																
	未婚																
⑲ 勤 労 学 生 控 除	あなたが大学や高校の学生や生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下であり、しかも自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得、又は雑所得以外の所得が10万円以下のとき。 控除額 26万円 ※この控除を受ける場合には、各種学校や専修学校の生徒であること又は職業訓練法人の認定職業訓練を受けていることについて、学校や法人から交付される証明書の提示をお願いします。																
⑳ 配 偶 者 控 除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下であなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき（他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）。なお、昭和27年1月1日以前生まれの配偶者は老人配偶者に該当します。 ※控除額については6ページを参照 ※同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）に該当する場合（あなたの合計所得金額が1,000万円超かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下のとき）、申告書のチェック欄に○をつけてください。 ※同一生計配偶者・控除対象配偶者の説明は6ページを参照																
㉑ 配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下のとき（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）、段階的に控除が受けられます。 ※控除額については6ページを参照																
㉒ 扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき（他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。） ※控除額については6ページを参照																
㉔ 基 礎 控 除	すべての人に適用される控除であり、総所得金額等から控除します。 控除額はあなたの合計所得金額により異なります。 <table><tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>2400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2,400万円超2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td>2,450万円超2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>適用なし</td></tr></table>	合計所得金額	控除額	2400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし						
合計所得金額	控除額																
2400万円以下	43万円																
2,400万円超2,450万円以下	29万円																
2,450万円超2,500万円以下	15万円																
2,500万円超	適用なし																

◎生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料 控除額計算欄

平成23年12月31日以前に締結した契約（旧契約）と平成24年1月1日以後に締結した契約（新契約）があり、

旧契約のみで申告

新契約のみで申告

新旧両契約を合計して申告

この3通りから有利な方法を選択できます。

ただし、新旧両契約を合計して申告する場合の限度額は、28,000円です。「旧契約のみ」で申告したほうが有利になる場合もありますので、ご注意ください。

控除額は、下記の計算欄で「生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」それぞれについて算出し、合計した金額になりますが、全体の最高限度額は、70,000円です。

平成23年12月31日以前の契約（旧契約分）

支払保険料

旧生命保険料

合計

円

①

①②の金額

控除額

～15,000円

①の金額

円

③

15,001円～40,000円

①×0.5+7,500円

円

④

40,001円～

①×0.25+17,500円（最高35,000円）

円

⑤

支払保険料

旧個人年金保険料

合計

円

⑥

⑥⑦の金額

控除額

～15,000円

⑥の金額

円

⑧

15,001円～40,000円

⑥×0.5+7,500円

円

⑨

40,001円～

⑥×0.25+17,500円（最高35,000円）

円

⑩

平成24年1月1日以後の契約（新契約分）

支払保険料

新生命保険料

合計

円

⑪

⑪⑫⑬の金額

控除額

～12,000円

⑪の金額

円

⑭

12,001円～32,000円

⑪×0.5+6,000円

円

⑮

32,001円～

⑪×0.25+14,000円（最高28,000円）

円

⑯

支払保険料

新個人年金保険料

合計

円

⑰

⑰⑱⑲の金額

控除額

～12,000円

⑰の金額

円

⑳

12,001円～32,000円

⑰×0.5+6,000円

円

㉑

32,001円～

⑰×0.25+14,000円（最高28,000円）

円

㉒

支払保険料

介護医療保険料

合計

円

㉓

⑳㉔㉕の金額

控除額

～12,000円

㉓の金額

円

㉖

12,001円～32,000円

㉓×0.5+6,000円

円

㉗

32,001円～

㉓×0.25+14,000円（最高28,000円）

円

㉘

合計

⑭+⑮（最高28,000円）
（㉓のみについて適用を受ける場合は、最高35,000円）

円

㉙

合計

㉖+㉗（最高28,000円）
（㉘のみについて適用を受ける場合は、最高35,000円）

円

㉚

合計

㉘（最高28,000円）

円

㉛

生命保険料控除額 最高7万円

①+②+③

円

※控除額に1円未満の端数が生じた場合は切り上げてください。
※控除額の合計を㉛へ記入してください。

「生命保険料控除」欄の㉛には①、㉜には②、㉝には③、㉞には④、㉟には⑤、㊱には⑥の金額をそれぞれ転記します。

◎地震保険料 控除額計算表

地震保険料と旧長期損害保険料の両方もしくはどちらか一方を含んだ契約が複数ある場合は、控除額が有利な組合せの契約を選択できます（最高控除額25,000円）。ただし、両方を含んだ契約については、どちらか一方の支払保険料しか選択できません。

※平成20年度より損害保険料控除が廃止されましたが、平成18年12月31日までに締結した保険期間が10年以上の契約に関する長期損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができる場合があります。

契約別区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険料契約に係るもの	50,000円以下	支払った保険料の金額×1/2
	50,000円を超える場合	25,000円
②旧長期損害保険料契約に係るもの	5,000円以下の場合	支払った保険料の金額
	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料の金額 ×1/2+2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
③上記の①と②の両方がある場合	（①で計算した金額）+（②で計算した金額）＝ 地震保険料控除額 （最高25,000円）	

※控除額に1円未満の端数が生じた場合は切り上げてください。
※控除額の合計を㉛へ記入してください。

◎配偶者控除及び配偶者特別控除 控除額表

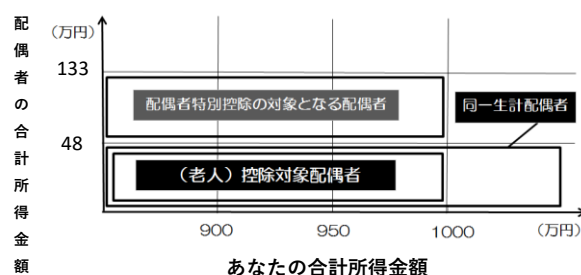
配偶者の合計所得金額 (配偶者の収入が給与のみの場合の収入金額)		あなたの合計所得金額 (給与のみの場合の収入金額)		
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)
配偶者控除	48万円以下 (1,030,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下 (1,030,000円超1,500,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下 (1,500,000円超1,550,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下 (1,550,000円超1,600,000円以下)	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下 (1,600,000円超1,667,999円以下)	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下 (1,667,999円超1,751,999円以下)	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下 (1,751,999円超1,831,999円以下)	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下 (1,831,999円超1,903,999円以下)	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下 (1,903,999円超1,971,999円以下)	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下 (1,971,999円超2,015,999円以下)	3万円	2万円	1万円
	133万円超 (2,015,999円超)	0円	0円	0円

◎同一生計配偶者・控除対象配偶者について

同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）。

控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいい、配偶者控除が適用されます。

控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者が障害者である場合、障害者控除及び同居特別障害者加算の特例は適用されます。



◎扶養控除

区分	条件	控除額
特定扶養親族	平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれ	45万円
老人扶養親族	昭和27年1月1日以前生まれ	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうちあなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居している人	45万円
年少扶養親族	平成18年1月2日以後生まれ	なし
その他の扶養親族	上記以外の控除対象扶養親族	33万円

※年少扶養親族については、扶養控除額の適用がありませんが、申告が必要です。

なお、扶養とすることで、該当する場合には障害者控除及び同居特別障害者加算の特例は適用されます。

令和4年度(令和3年分) 市民税・県民税申告書

給与収入がある人で、源泉徴収をしていない事業所などに勤務している人は、月別の金額を記入し雇用主の証明を受けるか、雇用主から給与明細等の給与の支払証明書の交付を受けてください。また、その証明書を添付又は提示してください。

※事業所得（営業・農業）・不動産所得を
申告する場合に必ず記入してください。

前年中に収入がなかった人などは、下記項目に記入してください。

- ☐ 遺族年金にて生活
- ☐ 障害年金にて生活
- ☐ 生活保護法による生活扶助にて生活
- ☐ 雇用保険(失業保険)等の給付を受けていた
- ☐ 預貯金にて生活
- ☐ その他(どのようにして、生活費をまかしていましたか)

◎減価償却費の内訳

	項 目	金 額
収入金額	家賃・地代収入	1,320,000 ^円
	更新料・権利金・礼金	40,000
	名義書換料・その他	
	小 計 ①	1,360,000
必要経費	租 税 公 課	90,000
	損害保険料	75,000
	修 繕 費	476,100
	給料・賃金	
	地代・家賃	
	減価償却費	
	小 計 ②	641,100
専従者控除額③		
所得金額①－②－③		718,900

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

☐ 上場株式等譲渡所得の申告不要制度を選択する

☐ 上場株式等配当所得の申告不要制度を選択する

☐ 所得税と異なる課税方式を選択する

☐ 上場株式等譲渡所得の申告不要制度を選択する

☐ 上場株式等配当所得の申告不要制度を選択する

☐ 所得税と異なる課税方式を選択する

8

市民税・県民税申告書添付用

令和4年度 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

住所

氏 名

1 医療費通知に関する事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)の必要事項を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	円	円

2 医療費（上記1以外）の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円	円
2 の 合 計			円	円

医 療 費 の 合 計	A	(7)+(8) 円	B	(7)+(9) 円
-------------	---	-----------	---	-----------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円
保険金などで補填される金額	
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)
所得金額の合計額	
D × 0.05	(赤字のときは0円)
E と 10万円のいずれか少ない方の金額	
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)

A	←	申告書の「3 所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄④及び⑤に転記します。
B	←	
C	←	申告書の「1 所得金額」の合計欄の金額を転記します。 (注)次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額 (特別控除前の金額)
D	←	
E	←	
F	←	
G	→	申告書の「3 所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記し、「a 従来の医療費控除」の選択欄に○を記入します。

医療費控除について

(1) 医療費控除

次の計算式で算出した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

$$\text{支払った医療費} - \text{保険等の補てん額} - \left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等の合計} \times 5\% (\text{小数点以下切捨て}) \text{と} \\ 10\text{万円のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right] = \text{控除額 (最高限度額 200万円)}$$

○医療費控除の明細書を必ず添付してください

医療費控除を申告する場合には、「医療費控除の明細書」(9ページ)の添付が必要です。

※令和3年度の市民税・県民税申告からは、これまでの「領収書の添付または提示」に代わり、「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。

※医療費控除の明細書の記入内容を確認するため、法定納期限の翌日から5年間、市から領収書(医療費通知に係るものを除く。)の提示または提出を求めることがあります。領収書は自宅等で保管してください。

※医療費控除の明細書は、市民税課、各支所税務課、市民サービスセンターにあります。

また、前橋市ホームページからもダウンロード・印刷ができます。

☆医療費控除の明細書の書き方の例(※医療を受けた人、医療機関ごとに記入してください)。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
前橋 太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	5,500 円	円
前橋 太郎	□□薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	660	補てんされる金額があれば記入します。
前橋 花子	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	7,700	

(2) セルフメディケーション税制

次の計算式で算出した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

$$\text{支払った金額} - \text{保険等の補てん額} - 12,000\text{円} = \text{控除額 (最高限度額 8万8千円)}$$

○従来の医療費控除との併用はできません

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※2)の購入費用を支払った場合に、1年間(※3)の購入費用の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(上限は8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除することができます(従来の医療費控除との選択適用になります。)

※1 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

※2 医師の処方が必要であった医療用から転用された、薬局で購入できる市販の医薬品。かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬

※3 今回の申告における対象期間は令和3年1月1日から同年12月31日までの購入分

(3) 医療費控除を申告する場合の必要書類

① 従来の医療費控除を申告する場合

(ア) 医療費控除の明細書(添付)9ページ

(イ) 医療費通知(医療費通知に関する事項に記入した場合に添付)

※おむつ代など、医療費の内容によっては、上記のほか必要になる書類があります。

② セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を申告する場合

(ア) セルフメディケーション税制の明細書(添付)

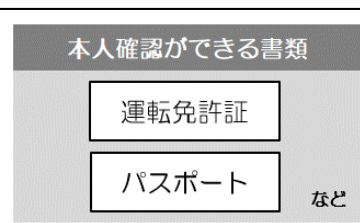
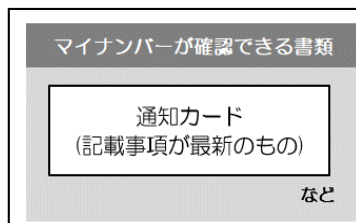
(イ) 一定の取組を行ったことを明らかにする書類(領収書、結果通知表などを添付又は提示)

「医療費控除の明細書」は自宅で事前に作成するようお願いします

申告書への申告者、事業専従者及び扶養親族等のマイナンバーの記載



又は



- ・申告書提出の際は、番号確認と身元確認が必要となりますので、個人番号カード又は、通知カード（記載事項が最新のもの）と身元確認書類をお持ちください。なお、事業専従者や扶養親族等の番号確認及び身元確認書類は不要ですが、申告者が個人番号を確認し、記載してください。
- ・郵送で申告書を提出する場合は、個人番号カード（両面）又は、通知カード（記載事項が最新のもの）と身元確認書類のコピーを同封してください。
- ・申告者本人以外の方が申告書を提出する場合は、郵送と同様にコピーを添付してください。
- ・個人番号確認及び身元確認書類のコピーは返却できません。

申告書の作成・郵送提出・電子送信

申告会場は大変混み合います。申告書を記入された方は郵送での提出をお願いします。申告書に必要な事項を記入し、収入や各種控除に係る証明書などの必要書類（コピー可）、番号確認及び身元確認書類のコピーを同封し郵送してください。

本市のホームページの「住民税額シミュレーションシステム」で申告書の作成と、ふるさと納税の上限額の試算ができます。自宅で作成した申告書を電子送信や郵送で提出することができますので是非、ご利用ください。詳細は、別紙「市民税・県民税申告書の作成はパソコン・スマホから！」をご覧ください。



上場株式等の配当等の課税方式の選択について

大口株主等を除く上場株式等の配当等（上場株式等の利子、配当、収益の分配など）については、所得税同様、市・県民税においても申告不要制度または総合課税、申告分離課税を選択することができます（※）。また、上場株式等の譲渡所得（源泉徴収を選択した特定口座内のものに限り）についても申告不要制度または申告分離課税の選択ができます。

上場株式等の配当等、または上場株式等の譲渡所得を確定申告し、市・県民税について所得税と異なる課税方式を選択する場合（例えば、上場株式等の配当所得を所得税は総合課税、市・県民税においては申告不要制度を選択）は、**納税通知書が送達される時までに市・県民税申告書を提出する必要があります**。また、申告不要制度を選択する場合、申告書裏面「11 上場株式等の所得の申告に関する事項」の該当する口に✓点を記入し、年間取引報告書などの控えを添付してください。

※利子所得は、申告不要制度または申告分離課税の選択になります。

感染症拡大防止対策のお知らせ・お願い

＜感染症拡大防止対策のお知らせ＞

- 1 全申告会場において、3密に配慮するため窓口を減らして対応します。
- 2 混雑状況により入場を制限する場合や、受付時間内でも受付を終了する場合があります。

＜来場される方へのお願い＞

- 1 来場される当日検温を実施し、発熱や体調不良の場合は、来場をご遠慮ください。
- 2 介助などやむを得ない場合を除き、複数人での来場はなるべくご遠慮ください。
- 3 会場内では、マスクの着用、手洗い・手指の消毒などご協力をお願いします。

市・県民税申告書の提出先・お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 市民税課
電話 027-898-6203 FAX 027-224-1321

- ・支所及び市民サービスセンターでの提出は、1ページ目に記載の受付期間のみ可能です。
- ・申告期間中とその前後は、お問い合わせが集中し、電話がつながりにくくなる場合があります。